

# PASネット相談支援基本フロー(成年後見制度利用の場合)

## ●相談窓口

- なんでも相談 (西宮市総合福祉センター 毎週火曜日)
- 更生相談 (尼崎市身体障害者福祉センター 毎月第2金曜日)
- 嘱託専門相談 (西宮市社協「のまネット」 随時)
- 芦屋市権利擁護専門相談
- 電話・メール・訪問 (随時)

面談・状況聞き取り・説明

(訪問・アセスメント・ニーズ把握・本人の意思確認)

(調査・検討)

対象外

任意後見の対象

法定後見の対象

●解決策・サービスの提示  
日常生活自立支援事業(社協)  
福祉サービス利用援助事業  
(PASネット)  
財産管理契約(法律職)  
関係機関への連絡・紹介

第三者を希望する場合は、  
後見人等の候補者を選任・紹介(弁護士・司法書士・社会福祉士)  
公正証書による手続きを支援

本人申立

不可

可

配偶者及び4親等内の者の申立

不可

可

市区町村長申立

後見人等候補者

候補者あり

候補者なし

第三者(弁護士・司法書士・社会福祉士)を選任  
PASネットで受任

判断能力が十分ではなくなった

任意後見監督人選任の申立

申立支援(申立代理・家裁との調整)

申立→審判

相談対応、後見活動、被後見人等・後見人等などへのフォローアップ、支援計画作成